

会津若松地方広域市町村圏整備組合 公告第17号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 6 及び会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則（平成20年規則第 4 号）第 115 条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和 7 年 7 月 2 4 日

会津若松地方広域市町村圏整備組合 管理者 室 井 照 平

1	工事番号	25水工第 9 号
2	工事名	I 系沈でん池汚泥掻寄機駆動装置更新工事
3	工事場所	福島県大沼郡会津美里町穂馬 地内
4	工種	機械器具設置工事
5	工事の概要	I 系沈でん池汚泥掻寄機駆動装置更新…一式
6	工期	契約締結の日から 令和 8 年 3 月 27 日（金） まで
7	予定価格	8,243,400 円 （消費税及び地方消費税額込み）
8	低入札価格調査	
	地方自治法施行令第 167 条の10第 1 項の規定に基づき、本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設定しているので、調査基準価格を下回った入札を行った者は、入札参加資格審査終了後に、組合の行う事情聴取に協力すること。また、失格基準価格を下記のとおり設定しているので、この価格を下回った入札を行ったものは失格となる。	
	①	調査基準価格率の基礎数値 0.910 調査基準価格は、調査基準価格率の基礎数値に開札時に立会人のくじ引きにより決定される 0.000 から 0.009 までのいずれかの数値（0.000に 0.001 を順次加えた数値）を加算して得られた数値（以下「調査基準価格率」という。）を予定価格に乗じて得た額（千円未満切捨）とする。
	②	失格基準価格＝入札額の低い順に 5 者の平均額（税込）×0.9(千円未満切捨) ただし、予定価格×（調査基準価格率-0.05）（千円未満切捨）≤失格基準価格≤調査基準価格（千円未満切捨）の範囲内
9	入札参加資格要件	
	①	名簿登録
	②	登録内容
	③	地域要件
	④	建設業の許可等
	⑤	技術者等の配置
	⑥	資格総合点数
	⑦	会津若松地方広域市町村圏整備組合工事等入札参加停止措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。

9	⑧	工事施工実績	同種工事の施工実績を有すること。
	⑨	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。	
	⑩	この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。	
10	入札参加の申込		
	①	提出書類	制限付一般競争入札参加申込書（指定様式）
	②	提出方法	必ず指定様式により FAX で送信すること。なお送信後は確認のために必ず電話連絡をすること。
	③	提出先	会津若松地方広域市町村圏整備組合 用水供給課 電話番号 0242-56-4192 FAX 番号 0242-56-3020
	④	入札参加申込期間	令和 7 年 7 月 24 日（木） から 令和 7 年 8 月 6 日（水）まで （土日・祝日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
11	設計図書の閲覧		
	①	閲覧場所	会津若松地方広域市町村圏整備組合 用水供給課 電話番号 0242-56-4192 FAX 番号 0242-56-3020
	②	閲覧期間	入札参加申込期間内とする。
12	設計図書の配布		設計図書については、用水供給課（馬越浄水場）で貸し出しするので必要であれば各自印刷すること。
13	設計図書等に対する質問		
	①	質問方法	本工事に関する質問は、原則として指定の質問書（指定様式）により FAX で送信すること。なお、送信後は、確認のため電話連絡すること。
	②	質問書送付先	会津若松地方広域市町村圏整備組合 用水供給課 電話番号 0242-56-4192 FAX 番号 0242-56-3020
	③	質問期限	令和 7 年 7 月 31 日（木） 午前 11 時 00 分まで
	④	質問に対する回答	質問書の回答は、後日すみやかに質問者に FAX で回答するとともに、他の入札参加者についても、FAX で通知します。
14	入札方法		
	①	提出書類	・入札書及び価格内訳書（指定様式）
			・入札書及び価格内訳書は、封筒に同封し、封印（裏面に割印）すること。また、入札書記載金額（税抜き）と価格内訳書の合計金額は一致すること。
	②	入札方法	直接入札
	③	その他	代理人入札の場合は、委任状を持参すること。
15	入札（開札）日時等		
	①	入札（開札）日時	令和 7 年 8 月 7 日（木） 午前 10 時 30 分
	②	開札場所	大沼郡会津美里町穂馬字宮ノ上乙 1010 番地 会津若松地方広域市町村圏整備組合 用水供給課 電話番号 0242-56-4192 FAX 番号 0242-56-3020
16	入札回数		初度のみの 1 回。ただし、低入札価格調査の失格基準価格を下回る入札者が 2 人以上生じ入札不調となった場合には、当該者による再度の入札を行う。 また、応札者が 1 者の場合でも入札は実施する。
17	入札保証金		免除

18	入札参加資格審査	入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者については、審査関係書類（入札参加資格審査調書及びその他必要な書類）の提出についてファックスにより通知する。落札候補者は、 通知後 2 時間以内 に当該書類をファックスにより組合に提出し、到着の有無を用水供給課に確認すること。なお、落札候補者が、組合が定める方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合には、当該入札は無効となるので注意すること。
19	入札の無効	
	①	本公告に定める入札参加資格に必要な資格のない者のした入札
	②	地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当すると認められた者のした入札
	③	その他、入札条件又は特に指定した事項に違反した入札
20	契約事項	会津若松地方広域市町村圏整備組合工事請負契約規程（平成20年公示第 6 号）並びに会津若松地方広域市町村圏整備組合工事請負契約約款に基づき契約締結する。
21	契約保証金	契約を締結しようとする者は、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則第 101 条の規定により、請負代金又は契約代金の額の 100 分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、管理者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。
	①	この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合
	②	この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合
	③	請負金額が 500 万円未満の工事請負契約で、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則第 102 条第 1 項第 6 号の規定に該当する場合
22	その他	
	①	当該入札において事故が起きたときや、不正な行為があると認めたとき、その他入札が執行できない事由が生じたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。
	②	当該入札においては、会津若松地方広域市町村圏整備組合入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。
	③	入札結果（落札業者、落札金額等）については、会津若松地方広域市町村圏整備組合のホームページ（ https://www.aizu-kouiki.jp/ ）において閲覧が可能。
	④	契約を締結した者は、その請負代金額が 500 万円以上となる場合は、C O R I N S （（一財）日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システム）に登録すること。
	⑤	なお、不明な点については、会津若松地方広域市町村圏整備組合 用水供給課に問い合わせのこと。 電話 0242-56-4192 FAX 0242-56-3020